

指 定 道 路 取 扱 基 準

制定	30 西都指第 156 号 平成 30 年 8 月 15 日
改正	30 西都指第 226 号 平成 30 年 9 月 25 日
改正	31 西都指第 65 号 令和元年 5 月 16 日
改正	2 西ま建第 291 号 令和 2 年 12 月 1 日
改正	7 西ま建第 106 号 令和 7 年 7 月 3 日

第 1 章 総 則

第 1 総 則

1 目 的

本基準は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条の規定による道路の指定並びに指定の変更及び取消し（以下「指定等」という。）に係る手続について定めることを目的とする。

2 用語の定義

本基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 法

建築基準法をいう。

(2) 令

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。

(3) 規則

建築基準法施行規則（昭和 25 年省令第 40 号）をいう。

(4) 条例

東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）をいう。

(5) 細則

西東京市建築基準法施行細則（平成 29 年西東京市規則第 7 号）をいう。

(6) 指定道路

規則第 10 条第 1 項第 1 号に定める指定に係る道路をいう。

(7) 4 号道路

法第 42 条第 1 項第 4 号に定める道路をいう。

(8) 5号道路

法第42条第1項第5号に定める道路をいう。

(9) 2項道路

法第42条第2項に定める道路をいう。

(10) 道

法第42条に規定する道路を除く一般の交通の用に供されている土地の部分をいう。

(11) 指定

新たに法第42条第1項第4号若しくは第5号に定める道路を指定又は認知されていなかった同条第2項に定める道路を確認することをいう。

(12) 変更

指定した道路の延長、幅員又は位置を変えることをいう。

(13) 取消し

指定の効果を将来に向かって消滅させることをいう。

第2章 4号道路

第1 4号道路の指定等の基準

- 1 法第42条第1項第4号に規定する「2年以内にその事業が執行される予定」とは、2年以内に当該事業の進捗により指定を求める道路に接する敷地が事業関係者の生活再建の用に供されるように事業の執行計画が定められていることをいう。
- 2 指定する道路は、原則として通行の用に供する区域のみを対象とする。
- 3 4号道路の変更をする場合は、1及び2に規定する基準を満たすとともに、従前の4号道路に接する建築物の敷地が当該変更により法第43条の規定に抵触するに至らないこと。
- 4 4号道路の取消しをする場合は、取消しを求める当該4号道路に接する建築物の敷地が当該取消しにより法第43条の規定に抵触するに至らないこと。

第2 指定等の申請

1 申請書の記載方法

- (1) 「申請者」は、事業施行者とする。ただし、取消しを求める道路がすでに国、都又は市に移管され、交通開放されている場合は、その道路管理者とすることができる。
- (2) 「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道路の予定地又は所在地の地名、地番を記入する。土地の一部が道路に係る場合は「～の一部」と、無地番の公有地を含むときは「～番地先」と記入する。
- (3) 「申請道路の幅員、延長」は、路線ごとに記入する。幅員の値は、道路の中心線と直角に測り、幅員が一定でない道路は、その変化点各々の値とする。延長の値は道路の中心線の長さとする。

2 細則第35号様式の記載方法

細則第 35 号様式は、以下の点に留意して記載する。

- (1) 「道路となる土地の地名地番、幅員、延長」は、申請書（細則第 34 号様式）と同じものを記入する。
- (2) 1 枚に収まらないときは、小縮尺の全体路線図を作成し、別途、複数葉に分け地籍図を作成する。また、附近見取図、公図は別葉にしてもよい。
- (3) 地籍図
 - ア 申請図の凡例に従って記載する。
 - イ 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600 のいずれかとする。
 - ウ 表示する範囲は、道路事業等の場合は申請する道路とその隣接地を、土地区画整理事業等面整備事業の場合は申請する道路とその隣接街区とする。
 - エ 申請する道路の幅員、延長及び各辺長を記載する。
 - オ 地番界及び地番を記載する。
 - カ 表示した範囲内の既存道路、法上の種別、幅員を記載し、指定道路は指定年月日及び指定番号も記載する。
- (4) 付近見取図
縮尺 1/2, 500 程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を記載する。
- (5) 構造図
道路標準横断面図を記載する。
- (6) 公図写し
 - ア 最新のもの
 - イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名（受託者が作業を行った場合は、受託作業者名及び法人名と代表者名（受託者が法人のときに限る。））を記載する。
 - ウ 申請する道路を公図写し中に点線で記載する。
- (7) 承諾書
承諾書は、事業の認可書等の写しをもってこれに代える。

3 事業の執行計画を示す図書

事業の執行計画を示す図書は、事業概要、事業認可書、事業計画書、工程表、都市計画図、事業認可図、測量図、周辺道路種別図、年次別事業計画図、道路概要、用地取得状況図、仮換地計画図、仮換地指定通知の写し、権利変換計画、施行計画図その他これらに類する図書を指し、事業の種類によって必要な図書を添付する。

4 その他の添付書類

- (1) 登記事項証明書
 - ア 申請する道路に係る土地の全部事項証明書
 - イ 最新のもの
- (2) 事業の執行状況を説明する書類
- (3) 指定等を求める道路の路線ごとの調書
- (4) 事業区域内に存する法上の道路の調書

第3章 5号道路

第1 5号道路の指定又は変更の基準

- 1 指定又は変更を申請する5号道路は、令第144条の4に適合し、以下の要件を満たしていること。
 - (1) 指定する道路が他の法上の道路に接続する場合は、隅切り部分を除き有効に4メートル以上接続している。
 - (2) 令第144条の4第1項第1号ハに規定する転回広場は、原則として、ト型又はT型とし、奥行き延長は5.5メートルとする（図－1）。
 - (3) 令第144条の4第1項第2号ただし書に規定する周囲の状況によりやむを得ない場合とは、次のアからウに該当するものをいう。
 - ア 地形の状況等により、どちらか一方の隅切りを設けることが困難と認められる場合。ただし、その場合は底辺の長さが4メートル以上となる二等辺三角形の片側隅切りを設けること。
 - イ 平成11年5月1日時点において存在する道に、底辺の長さが2メートル以上となる二等辺三角形の隅切りが設けられている場合。なお、当該隅切りの底辺の長さが2メートル未満の場合、又は、当該道に隅切りが存在しない場合は、底辺の長さが2メートル以上となる二等辺三角形の隅切りを設けることで、やむを得ない場合と認める。
 - ウ 内角が60度未満の場合は、角地の隅角を頂点とする底辺2メートル以上の二等辺三角形の隅切りを設けること。
 - (4) 令第144条の4第1項第2号ただし書に規定するその必要がない場合とは、歩道幅員が2メートル以上の道路に切り開きで接続し、かつ、カーブミラー等で視距が確保されている場合をいう。

ただし、平成11年5月1日時点において存在する道が、歩道幅員が2メートル以上の道路に接続する場合はこの限りでない。
 - (5) 令第144条の4第1項第3号に規定する「その他ぬかるみとならない構造」とは、原則として、アスファルト舗装を行うとともに西東京市下水道課と協議した道路排水施設を設置した構造をいう。
 - (6) アスファルト舗装については図－2を標準とする。
 - (7) 延長が35メートルを超える場合の幅員は4.5メートル以上を推奨する。ただし、平成11年5月1日時点において、その沿道に建築物が立ち並んでいる既存の道を指定する場合はこの限りでない。
 - (8) 指定する道路が他の法上の道路に接続する場合は、原則直角に交わることとし、接続先の道路から5.5メートル以上の直線部を設けること。
- 2 5号道路の変更をする場合は、1に規定する基準を満たすとともに、従前の5号道路に接する建築物の敷地が当該変更により法第43条の規定に抵触するに至らないこと。

- 3 5号道路の取消しをする場合は、取消しを求める当該5号道路に接する建築物の敷地が当該取消しにより法第43条の規定に抵触するに至らないこと。

第2 指定等の申請

1 申請書の記載方法

- (1) 申請は、共同ですることができる。
- (2) 申請を代理人に委任する場合、原則として代理人は、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。
- (3) 「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道路予定地又は所在地の地名、地番を記入する。土地の一部が道路に係る場合は、「～の一部」と記入する。無地番の公有地を含む場合は、「～番地先」と記入する。
- (4) 「申請道路の幅員」は、道路の中心線と直角に測り、幅員が一定でない場合は、その変化点各々の値を記入する。
- (5) 「申請道路の延長」は幅員ごとの延長を記入する（自動車転回広場は、原則として、道路の延長に含む。）。延長は道路の中心線の長さとし、分岐部の延長寸法の計測は、図-3による。

2 細則第35号様式の記載方法

細則第35号様式は、以下の点に留意して記載する。

- (1) 「道路となる土地の地名地番、幅員、延長」は、申請書（細則第34号様式）と同じものを記入する。
- (2) 地籍図
 - ア 申請図の凡例に従って記載する。
 - イ 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のいずれかで、原則として、指定する道路が日本工業規格A列4番に収まる縮尺とする。
 - ウ 道路の位置を明確にするため、基準となる点を定め、基準となる点から道路構成点までの距離等を記載する。また、幅員、延長及び各辺長を記載する。
 - エ 地番界及び地番は、表示範囲の土地全てについて記載する。
 - オ 家屋番号、権利者及び権利の種類は、承諾が必要なものについて、地番ごとに土地の所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは土地の賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人名をそれぞれ権利別に記載する。
 - カ 土地の状況
建築敷地と道路の高低差を記載する。
 - キ 敷地周囲の長さ
敷地周囲の延長を記入し、路地状敷地の場合は路地状部分の間口と延長を記載する。
 - ク 既存道路

公道、私道の位置、法上の種別及び幅員を記載し、指定道路は指定年月日及び指定番号も記入する。

ケ その他

申請地内に都市計画法（昭和 45 年法律第 100 号）第 4 条第 6 号に規定する都市計画施設がある場合は、都市計画証明の内容を記載する。

(3) 付近見取図

縮尺 1/2,500 程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を記載する。

(4) 構造図

ア 縮尺は 1/50 程度とする。

イ 道路横断面を記載し、舗装構成、道路付属物等を明確にする。

ウ 傾斜地の場合は、道路縦断面図を記載する。

(5) 公図写し

ア 最新のもの

イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名（受託者が作業を行った場合は、受託作業名、法人名及び代表者名（受託者が法人のときに限る。）を記入する。）

ウ 申請する道路を公図写し中に点線で記載する。

(6) 承諾書

ア 地名、地番、管理者及び権利別に承諾者名を記入し、承諾日を記入し承諾印（実印）を押印する。「権利等」欄は、権利の種類及び「管理者」を記入する。

イ 関係権利者全員の承諾を得た日付を関係者承諾欄の申請者記入箇所の日付として記入する。

ウ 後見人等の法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの関係を権利等欄に記入する。

エ 承諾を必要とする範囲

(ア) 道路に係る土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して次のいずれかの権利を有する者

a 所有権

b 対抗要件を備えた地上権又は土地の賃借権

c 登記した先取特権、質権又は抵当権

d その土地又はこれらの権利に関する仮登記

e その土地又はこれらの権利に関する差押えの登記

f その土地に関する買戻しの特約の登記

(イ) 道路に沿接する土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して所有権を有する者。ただし、沿接する土地は、道路の施工及び管理に必要な範囲として、道路境界線から 25 センチメートルを標準とする。

(ロ) 共同物件の場合は、全権利者

(ハ) 私道に接続して指定する場合は、その私道の接続部分の土地所有者

- (ハ) 公道に接続して指定する場合は、その公道の道路管理者
- (カ) 変更又は取消しにより直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者（家屋の所有者を含む。）の承諾を得ることを原則とする。

(キ) 指定する 5 号道路の管理者

オ 承諾についての一般事項

- (ア) 公有地についてはその管理者の承諾とする。
- (イ) 申請する道路が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路を含む場合は、道路管理者の承諾を要する。この場合は公道である証明も要する。
- (ウ) 権利者が未成年の場合は、法定代理人の承諾とする。

(7) 図面作成者は原則として、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。

(8) 測量者は、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。

(9) 図面のつなぎ合わせ目には、関係権利者全員及び図面作成者の契印を押印する。

3 印鑑登録証明書

(1) 承諾書欄に押印されたもの

(2) 承諾日の前後 3 か月以内かつ申請日より前に発行されたもの

4 登記事項証明書

(1) 承諾を要する土地、建物の全部事項証明書

(2) 最新のもの

5 その他の添付書類

(1) 土地区画整理事業の事業認可区域内に指定する場合は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条の許可の写し

(2) 申請を代理人に委任する場合は、代理人委任状

(3) 申請する道路となる土地が農地である場合は、農地法（昭和 27 年法律第 227 号）第 4 条又は第 5 条による許可書の写し又は転用申請書の提出証明書

(4) 指定、変更の場合は、基準となる点と申請する道路との関係が分かる測量成果

6 変更又は取消しの協議

細則第 26 条第 1 項の規定による 5 号道路の変更又は取消しの協議をする事業者は、1 から 5 までの規定に従って作成した細則第 26 条第 2 項で準用する同第 22 条第 2 項に規定する書類を添付して行う。この場合、事業の認可書又は許可書の写しその他事業の執行状況に関する書類を添付する。

なお、承諾書については、事業の認可書又は許可書の写しをもってこれに代えることができ、印鑑登録証明書の添付は要しない。

また、市長が必要ないと認めた書類の添付は要しない。

7 道路の拡幅の猶予に関する特例

拡幅を猶予する道路の位置の指定並びに指定の変更及び取消しについては、別に定めることができる。

第4章 2 項 道 路

第1 2項道路の指定等の基準

- 1 2項道路の指定又は変更は、平成29年西東京市告示第76号により指定を受けた道路以外の道が同告示の基準を満たしていると認められる場合に行う。
- 2 2項道路の取消しは、以下のいずれかに該当する場合で、従前の2項道路に接する建築物の敷地が当該取消しにより法第43条の規定に抵触するに至らないこと。

区間は原則として交差点間単位とするが、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないときは、交差点から交差点以外の点までの区間とすることができる。

- (1) 2項道路を含む区域において都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為、第65条第1項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）による住宅地造成事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、当該指定道路の形態がなくなっているとき（当該指定道路が都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為の接続先道路又は敷地が接する道路の場合は除く。）。
- (2) 基準時に存在した道を含んで法第42条第1項第1号に規定する道路が整備された場合で、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないとき。

第2 指定等の申請

1 申請書の記載方法

2項道路の指定等は細則第22条第2項に規定する必要書類を添付して申請する。

- (1) 申請は、共同ですることができる。
- (2) 申請を代理人に委任する場合、原則として代理人は、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。
- (3) 「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道とみなし境界線間の地名、地番（地番及び支号を含む。）を記入する。土地の一部が含まれる場合は、「～の一部」と記入する。無地番の公有地を含む場合は、「～番地先」と記入する。
- (4) 「申請道路の幅員」は、基準時に存在していた幅員を記入する。幅員の値は、道路の中心線と直角に測る。幅員の一定でない場合は、その変化点各々の幅員を記入する。
- (5) 「申請道路の延長」の値は道路の中心線の長さとする。

2 付近見取図

縮尺 1/2,500 程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を記載する。

3 地籍図

- (1) 原則として縮尺が 1/250 の現況測量図を用いる。
- (2) 指定等を求める 2 項道路の基準となる道及びみなし境界線間の幅員、延長を記載する。
- (3) 地番界及び地番を記載する。
- (4) 周辺の既存道路、法上の種別及び幅員を記載し、指定道路は指定年月日及び指定番号を記入する。
- (5) 土地の状況
周辺にがけ、水路等が存在する場合は、その位置を記載する。

4 その他市長が必要と認める書類

- (1) 公図写し
 - ア 最新のもの
 - イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名（受託者が作業を行った場合は、受託作業名、法人名及び代表者名（受託者が法人のときに限る。)) を記載する。
 - ウ みなし境界線を公図写し中に点線で記載する。
- (2) 登記事項証明書
 - ア みなし境界線間にある土地及び建物の全部事項証明書
 - イ みなし境界線に沿接する土地及び建物の全部事項証明書
 - ウ 最新のもの
- (3) 基準時の立ち並び状況を示す資料
指定又は変更を求める場合には、基準時の航空写真、古地図、測量図、建築確認関係図書など告示の基準に適合することを証明する図書
- (4) 法第 43 条に抵触しないことを証する資料
変更又は取消しを求める場合には、現況測量図、建築確認関係図書など法第 43 条に抵触しないことを証する図書
- (5) 道路査定図
2 項道路が公道に係る場合は、当該公道の基準時及び申請時の道路査定図
- (6) その他指定等に必要書類

5 その他の添付書類

- (1) 印鑑登録証明書
 - ア 承諾書欄に押印されたもの
 - イ 承諾日の前後 3 か月以内かつ申請日より前に発行されたもの
- (2) 申請を代理人に委任する場合は代理人委任状

第 3 変更又は取消しの協議

- 1 細則第 26 条第 1 項の規定による 2 項道路の変更又は取消しの協議をする事業者は、第 2 に従って作成した細則第 26 条第 2 項で準用する同第 22 条第 4 項に規定する書類を添付して行う。この場合、事業の認可書又は許可書の写し、その他事業の執行状況に関す

る書類を添付する。

また、第2の5に定める書類のうち市長が必要と認めないものの添付は要しない。

第5章 その他

第1 その他

- 1 申請図書の本に添付する細則第35号様式の原本については、和紙等経年劣化に耐え得るものを用いること。
- 2 この基準を補完する事項について別途定めることができる。
- 3 この基準で定める書類等について、関係権利者からの取得が困難であり、別の方法で同等の内容が確認できると市長が認めた場合は、基準以外の書類等に代えることができることとする。

附 則

- 1 この基準は、平成30年8月15日から施行する。
- 2 この基準の施行前に都基準によりなされた指定処分又は手続は、この基準によってなされた処分又は手続とみなす。

附 則

この基準は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月16日から施行する。

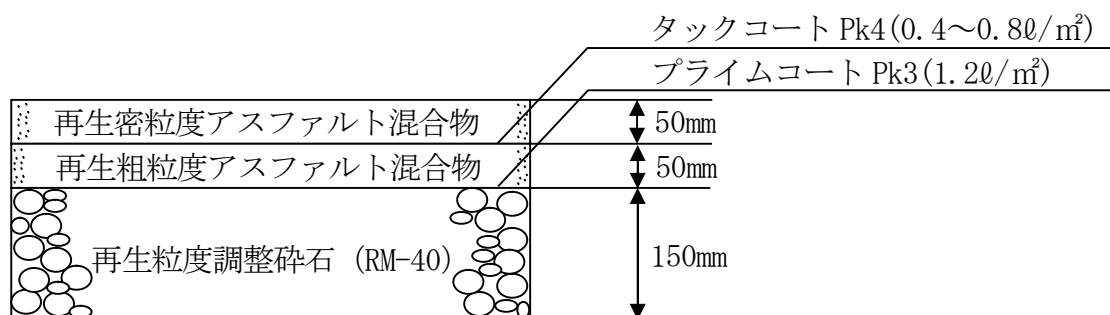
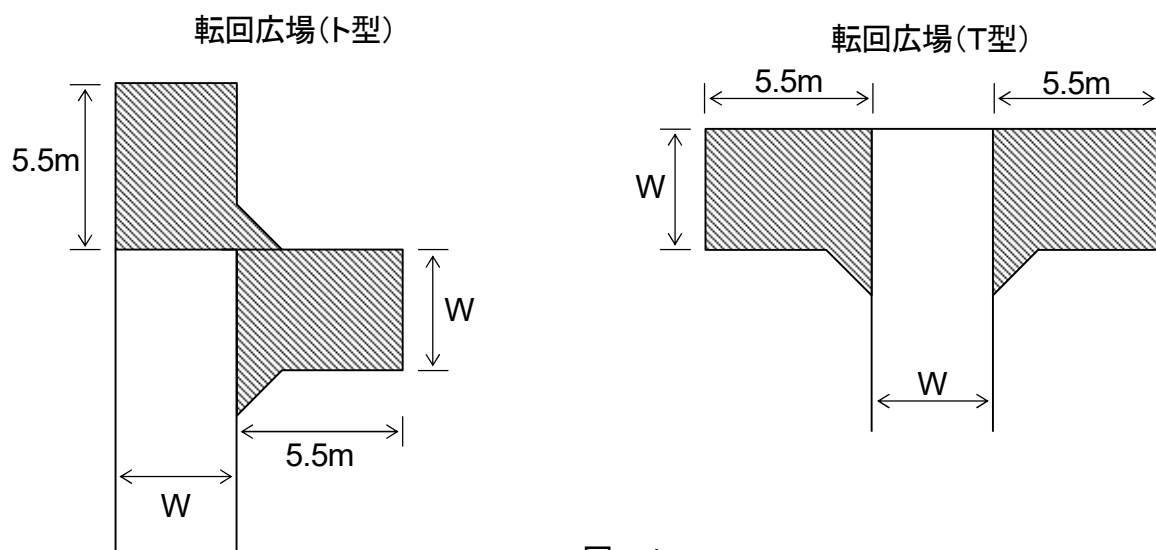
附 則

この基準は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年7月3日から施行する。

【図 面】



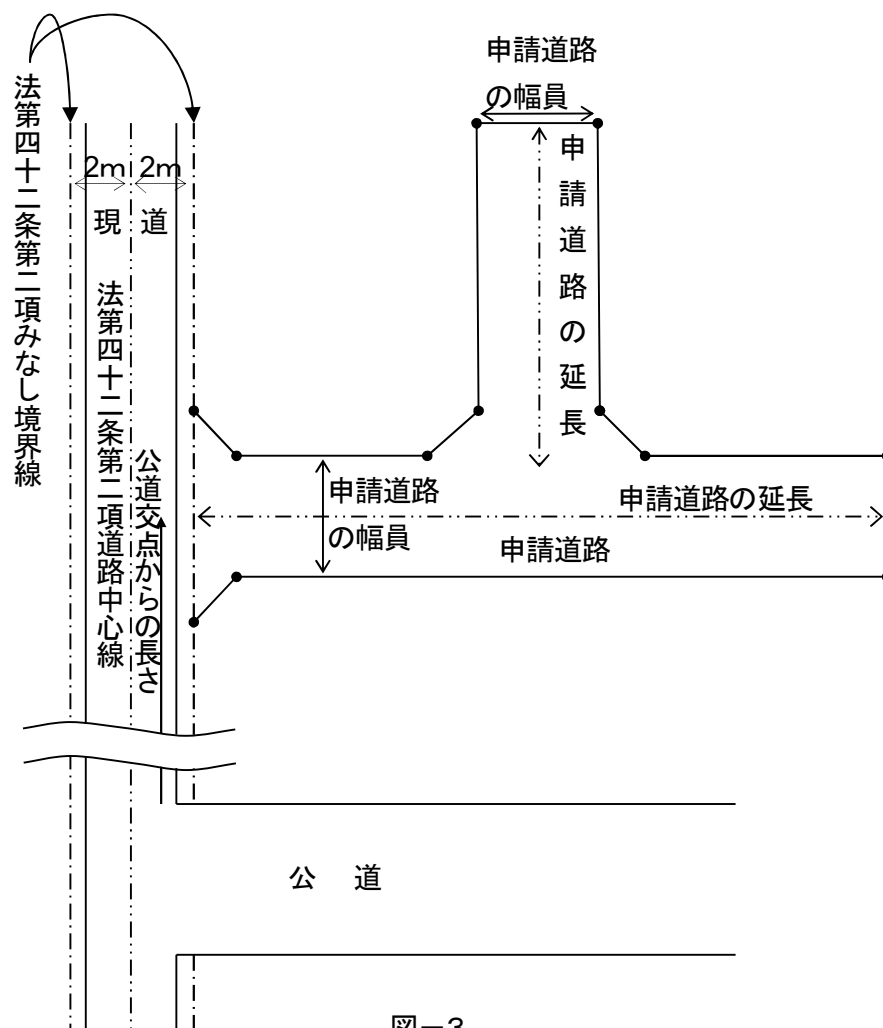
※一度に施工する場合はタックコート不要

設計購入量

材料名	単位	設計購入量	ロス率 (%)
再生クラッシャラン	m ³ /m ³	1.27	27
再生粒度調整碎石	m ³ /m ³	1.27	27
再生粗粒度アスファルト混合物	t / m ³	2.51	7
再生密粒度アスファルト混合物	t / m ³	2.49	7

アスファルト混合物の閉め固め後密度

材料名	単位	密度
再生粗粒度アスファルト混合物	t / m ³	2.35
再生密粒度アスファルト混合物	t / m ³	2.33



図一3